

○香南市就学援助費支給要綱

平成18年3月1日
教育委員会告示第1号

(目的)

第1条 この告示は、学校教育法（昭和22年法律第26号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学困難な児童生徒又は入学予定者の保護者に対し、就学援助費を支給することにより、義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。

(援助対象者)

第2条 就学援助費の支給対象となる者は、香南市に住所を有し香南市立学校設置条例（平成18年香南市条例第81号）に規定する学校又は香南市立以外の国立若しくは公立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する児童生徒（学校教育法第18条に規定する学童児童及び学齢生徒をいう。以下同じ。）又は入学予定者（次年度に香南市立学校に入学する予定の者であって、香南市に住所を有するものをいう。以下同じ。）の保護者又は香南市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が学校教育法施行令（昭和28年政令第340号。以下「政令」という。）第9条の規定により香南市外に住所を有する児童生徒の香南市立学校における就学を承諾した場合における当該児童生徒の保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 要保護児童生徒

- ア 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定によって現に教育扶助を受けている者
- イ 生活保護法第6条第1項に規定する被保護者であって教育扶助を受けていない者
- ウ 現に保護を受けていないが保護を必要とする状態にある者

(2) 準要保護児童生徒

- ア 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
 - (ア) 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
 - (イ) 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項に基づく市町村民税の非課税
 - (ウ) 地方税法第323条に基づく市町村民税の減免
 - (エ) 地方税法第72条の62に基づく個人の事業税の減免

- (オ) 地方税法第367条に基づく固定資産税の減免
 - (カ) 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の免除
 - (キ) 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第77条に基づく保険料の減免又は徴収の猶予
 - (ク) 世帯更生貸付補助金による貸付け
- イ ア以外の者で、次のいずれかに該当する者
- (ア) 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者
 - (イ) 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者
 - (ウ) 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者
- (援助費目)

第3条 就学援助費は、「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱（昭和62年5月1日文部大臣裁定）」（以下次条において「交付要綱」という。）に基づき、次の各号に掲げる費目を対象とする。

- (1) 学用品費
- (2) 通学用品費
- (3) 校外活動費
- (4) 修学旅行費
- (5) 新入学児童生徒学用品費等
- (6) 生徒会費
- (7) PTA会費
- (8) 医療費
- (9) 学校給食費

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法第13条の規定に基づく教育扶助受給者については前項第4号及び第8号に掲げる費目を対象とし、同法第12条の規定に基づく生活扶助受給者については前項第5号に掲げる費目を除いた費目を対象とする。

3 第1項の規定にかかわらず、香南市立以外の国立又は公立の小学校、中学校及び義務教育学校に在学する児童生徒の場合は、同項第8号及び第9号に掲げる費目を

除いた費目を対象とする。

- 4 第1項の規定にかかわらず、教育委員会が政令第9条の規定により香南市外に住所を有する児童生徒の香南市立学校における就学を承諾した場合における当該児童生徒の場合は、第1項第8号及び第9号に掲げる費目のみを対象とする。

(援助費の支給額)

第4条 就学援助費の支給額は、交付要綱に基づく補助限度額算定の基礎となる児童生徒1人当たりの額（以下この項において「限度額」という。）とする。ただし、前条第1項第3号に規定する校外活動費については、その援助費目に要する経費が限度額に満たないときは、当該経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項に規定する修学旅行費、生徒会費、PTA会費、医療費及び学校給食費については、その要した経費相当額とする。

(援助の申請)

第5条 就学援助を受けようとする保護者は、教育委員会が定める日までに、就学援助費認定申請書（世帯票）（別記様式）に所得課税証明書等を添えて、当該児童生徒が在学する学校（入学予定者の保護者にあつては、当該入学予定者が入学する予定の学校）の学校長へ提出しなければならない。ただし、就学援助費認定申請者（世帯票）に添付する書類のうち、香南市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成27年香南市条例第42号）第5条第2項の規定に該当するものについては、添付を省略することができる。

- 2 学校長は、前項の規定により就学援助費認定申請書（世帯票）の提出があった場合は、教育的立場からの意見を付し、速やかに教育委員会へ提出するものとする。

(援助の認定及び通知)

第6条 教育委員会は、就学援助費認定申請書（世帯票）に基づきその内容を審査し、認定の可否を決定し、就学援助費認定申請の審査結果通知書をもって、保護者に通知するものとする。

- 2 前項の決定について、教育委員会は、当該申請内容に基づき、民生委員の意見を求めることができる。ただし、要保護児童生徒の認定については、「生活保護受給証明書」をもってそれにかえることができる。

- 3 認定の期間は、毎年4月1日から当該年度の3月末日までとする。ただし、入学

予定者の保護者にあつては、認定した日から当該認定をした日の属する年度の翌年度の3月末日までとする。

(支給計画)

第7条 教育委員会は、前条の規定による認定後、就学援助費の支給計画を作成し、就学援助費支給計画書をもって校長に通知するものとする。

2 就学援助費支給計画書は、就学援助費の支給額が確定した後、その都度調整を行わなければならない。

(請求等の委任)

第8条 保護者は、就学援助費の請求、受領、物品購入等に係る代金の支払い及び返納に関する権限を学校長に委任することができる。

(支給方法)

第9条 給付決定をした者に対する援助費の支給については、次に掲げる区分に応じ支給するものとする。

(1) 学用品費及び通学用品費については、年3回に分けて支給する。ただし、通学用品費については、当該入学に係る新入学児童生徒学用品費等の給付を受けた場合は支給しない。

(2) 校外活動費及び修学旅行費については、実施後に支給する。

(3) 新入学児童生徒学用品費等については、4月認定の新入学児童生徒に限り第1回目の支給日に支給する。ただし、入学予定者の保護者が教育委員会の定める期間内に申請を行った場合は、当該入学の前年度に認定し、支給することができるものとする。

(4) 生徒会費及びPTA会費は1回目の支給日に支給する。

(5) 医療費については、学校長から医療券の交付申請のあった者に限り医療機関からの請求に基づき教育委員会から当該医療機関へ支払うものとする。ただし、やむを得ず個人負担分として支払った医療費については、その旨の請求に基づき給付することができるものとする。

(6) 給食費については、年度末に支給する。

(支給通知)

第10条 教育委員会は、前条の規定に基づき就学援助費を支給したときは、保護者に通知するものとする。

(年度途中の認定及び支給額)

第11条 教育委員会は、転入学、災害等により、年度の途中において就学援助を受けようとする保護者については、第5条から第7条までの規定に準じて、その都度速やかに認定し、就学援助費を支給しなければならない。

2 就学援助費は、申請のあった日の属する月（以下この項において「申請月」という。）から支給するものとし支給額は、次に掲げる額とする。

(1) 学用品費及び通学用品費 費目援助額の12分の1に申請月以後の月数を乗じて得た額（費目援助額の12分の1の額に1円未満の端数がある場合においては、その端数金額は切り捨てる。）

(2) 校外活動費、修学旅行費、生徒会費、PTA会費及び医療費 申請月以後に実施したものについて、要した経費相当額

(3) 新入学児童生徒学用品費 4月末日までに申請のあった場合について、当該費目援助額

(4) 学校給食費 認定開始日以後の学校給食に要した経費相当額
(認定の取消し)

第12条 教育委員会は、要保護者及び準要保護者が次の各号のいずれかに該当する場合は、認定を取り消し、速やかに保護者及び学校長に通知しなければならない。

(1) 第2条に規定する条件に該当しなくなったとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により認定を受けたとき。

(3) その他就学援助の必要がなくなったと認めたとき。

(援助費の返還)

第13条 前条の規定により、認定を取り消しした場合の就学援助費の支給は、当該事由が発生した月までとし、既に支給した援助費について、その一部又は全部の返還を求めることができる。

2 第9条第3号の規定により新入学児童生徒学用品費等の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、既に支給された新入学児童生徒学用品費等の返還を求めることができる。

(1) 香南市立学校及び香南市立以外の国立又は公立の小学校、中学校及び義務教育学校に就学しなかったとき。

(2) 入学予定者が入学式の前日までに本市に住所を有しなくなったとき。

(その他)

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この告示は、平成18年3月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月3日教委告示第3号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月8日教委告示第2号)

この告示は、公表の日から施行する。

附 則 (平成25年2月8日教委告示第2号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年3月5日教委告示第5号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年11月5日教委告示第17号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年1月8日教委告示第2号)

(施行期日)

第1条 この告示は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の際、改正前の香南市就学援助費支給要綱の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (平成28年3月24日教委告示第6号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年9月27日教委告示第11号)

この告示は、平成30年1月1日から施行する。

別記様式 (第5条、第6条関係)